

八代市立松高小学校

「いじめ防止基本方針」

【 目 次 】

| | |
|----------------------------|----|
| 1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針 | 2 |
| 2 いじめの防止等に関する基本的考え方 | 2 |
| (1) いじめのとらえ方・定義 | |
| (2) いじめの未然防止 | |
| (3) いじめの早期発見 | |
| (4) いじめへの対処 | |
| (5) 家庭や地域住民との連携 | |
| (6) 児童会との連携 | |
| (7) 関係機関との連携 | |
| 3 本校におけるいじめの防止等のための取組 | 6 |
| (1) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織 | |
| (2) いじめの未然防止のための取組 | |
| (3) いじめの早期発見のための取組 | |
| (4) 学校におけるいじめへの対処 | |
| (5) いじめへの対処の流れ | |
| (6) いじめの防止等への取組の評価 | |
| 4 重大事態への対処 | 12 |
| 5 基本方針の見直し及び公表 | 14 |

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

八代市立松高小学校では、「いじめ防止対策推進法」第13条に規定されている「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」に基づき、次のような基本理念を持っていじめの防止等の対策に積極的に取り組む。

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することができないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者や関係者等との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

(組織の設置)

八代市立松高小学校いじめ防止委員会を設置する。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

(1) いじめのとらえ方・定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止対策推進法 第2条第1項」より）

「いじめ」にあたるか否かの判断において、特に次の点に留意する。

- ・いじめられた児童生徒の立場に立って見極めること。
- ・本人がいじめられたことを否定する場合があることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察すること。
- ・いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校いじめ対策組織」を活用して行う。
- ・「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず当該児童生徒が関わっている仲間、集団等を指すこと。

ケンカやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目すること。

- ・インターネット上で悪口を書かれた児童生徒本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要であること。
- ・好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、発言者の認識としては軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であること。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の「学校いじめ対策組織」へ情報提供しなければならない。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。

- (ア) 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- (イ) 仲間はずれ、集団による無視をされる
- (ウ) 軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- (エ) ひどくぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする
- (オ) 金品をたかられる
- (カ) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- (キ) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- (ク) パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取る。

(2) いじめの未然防止

いじめは、どの学校でも、どの子供にも起こりうることから、根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象とした、いじめの未

然防止の働きかけが必要です。いじめを生まない土壤をつくるために、全ての児童生徒を、いじめを許すことなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、子供に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせるよう関係者が一体となった継続的な取組をしていく。

特に、児童生徒には様々な背景（障がいのある児童生徒、性的指向・性自認に係る児童生徒、海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒等）がある児童生徒もいることから、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の背景等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携を図りながら、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行うことで、いじめの防止等に対応していく。

このため、学校の教育の根幹に人権教育を据え、教育活動全体を通して道徳教育等を充実させ、読書活動・体験活動等を推進することにより、児童生徒の豊かな情操、道徳心や社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度等、心の通う人間関係を構築する能力を養っていく。

併せて、学校や社会の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に、「いじめ心（人をいじめたい心）やいじめへの不安感（いじめられたらどうしようという気持ち）等を克服する力」の育成を図り、「いじめは決して許されない、いじめを乗り越えようとする心を高め合うことが大切である」との理解を促し、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めていく。さらに、自他の意見や能力等に相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを見通して行動できる力等、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てていく。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その解消・改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むことや、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や自己肯定感を感じられる学校生活づくりにつとめる。

（3）いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが求められる。

いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識しなければなりません。また、児童生徒は思春期の多感な時期であることから、児童生徒の表面的な表情や「大丈夫です。」などといった言動だけで判断することなく、保護者に気になる点を伝えたりするなど、一步踏み込んだ対応も検討し必要に応じて行う。

また、わずかな兆候であってもいじめを疑い、早い段階からの的確に関わ

りをもち、子供たちがいじめを隠したり軽視したりすることがないよう積極的に対応していく。

(4) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合は、いじめを受けた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保し、組織的に対応を行う。そのため、本校では生徒指導部会を基盤とする「いじめ防止委員会」を設置する。

また、いじめの解決とは、いじめられた児童といじめた児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、周りの集団が好ましい集団活動を取り戻すことをもって判断する。

(5) 家庭や地域住民との連携

- ① 児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図る。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。
- ② P T A 役員会や自治協議会など地域住民の参加する会合には、情報を求めたり相談等をしたりしながらいじめの防止等に取り組む。

(6) 児童会との連携

児童一人一人の、いじめ防止に対する意識の向上を図るために以下の取組を行う。

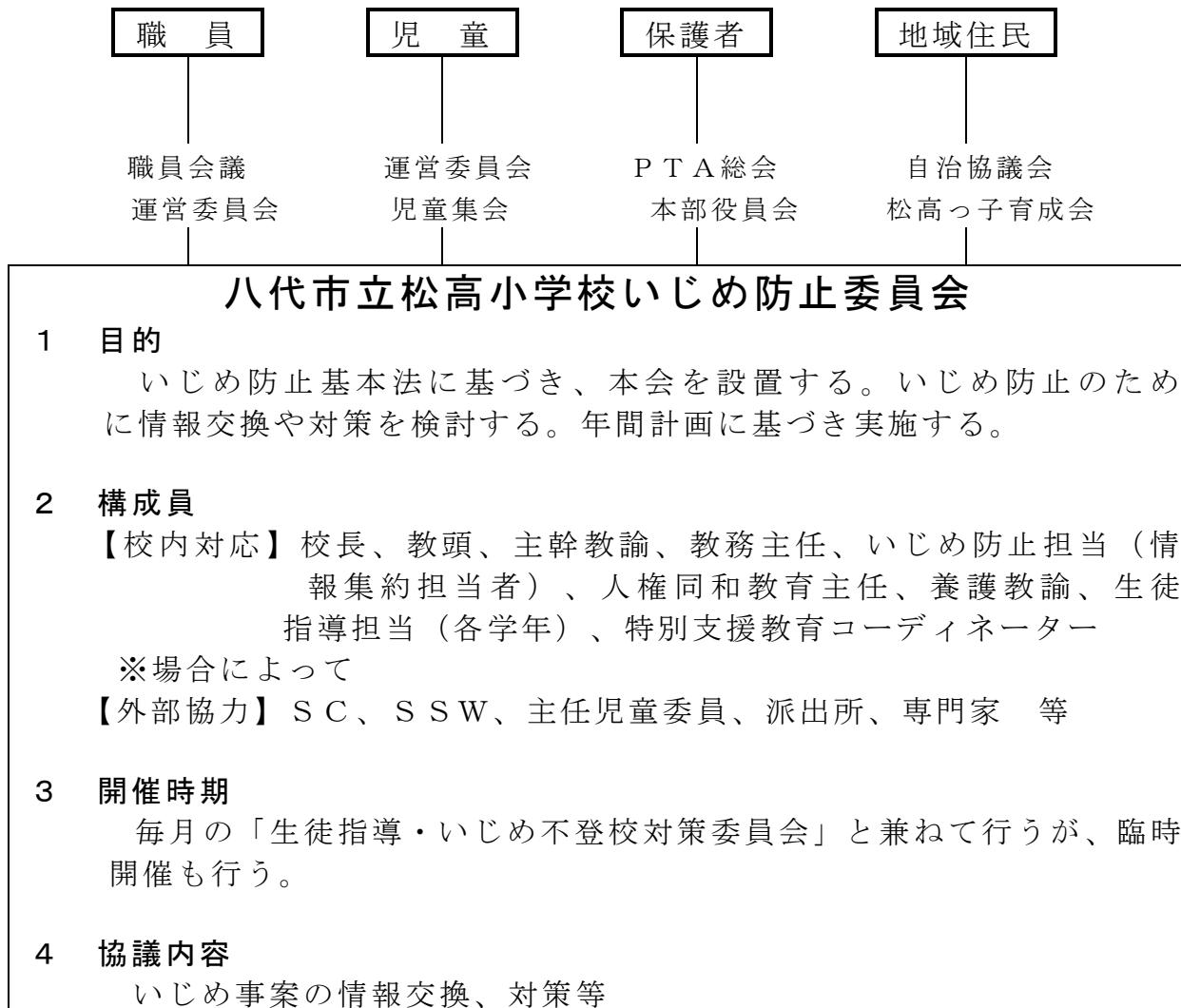
- ① 児童会の運営委員会や人権委員会が中心となり、児童集会や校内放送、ポスターや標語を呼びかけ、いじめ防止に対する意識を向上させる。
- ② 12月の「人権子ども集会・フェスティバル in やつしろ」への参加を呼びかける。

(7) 関係機関との連携

平素から、学校設置者や警察署、児童相談所、その他の関係諸機関（市民課、教育委員会、中学校や保健所・療育センターなど）の担当者と窓口交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築し課題解決に臨む。

3 本校におけるいじめの防止等のための取組

(1) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織



(2) いじめの未然防止のための取組

① 居場所づくり（分かる授業）、絆づくりの実践

・ 児童生徒同士のつながり：キーワード「人間関係」

一人一人の児童のよさを理解し合うために、朝、帰りの会等を活用し、個のよさを伝え合う取組を行う。また、昼休みの全員遊び等をとおし、児童同士のつながりを深める学級経営を行う。

・ 教職員と児童生徒のつながり：キーワード「信頼関係」

教育相談、日記指導などをとおして、児童の思いを捉える。他にも見回りを行ったり、いっしょに遊んだりすることで、担任や教師がいつも寄り添っている安心感を与えるようにする。

・ 組織体としての教職員のつながり：キーワード「一致団結」

「欠席」の連絡のあった児童に対して、必ず連絡を取る。また、不安定な要素をかかえる児童への関わりが、担任や学年中心となってしまうことがないよう、家庭訪問、ケース会議等共通理解の方法を工夫して学校全体で取り組む。

・ 学校と家庭、地域・関係機関のつながり：キーワード「連携・協働」

各小学校、地域（自治協議会、民生委員、健全育成団体等）、関係機関からの情報を収集したり、授業参観や学校行事の案内を行ったりして、意見・情報交換を実施している。また、PTA会員を中心とした「見守り隊」による巡回を行う。

② 道徳教育の充実

道徳の時間には、児童の心の涵養のために学校行事や体験活動との関連を図り、命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもてるよう、教育活動全体を通して指導する。加えて、見て見ぬふりをしたり知らん顔をしたりすることも「傍観者」としていじめに加担していることになることを周知する。

また、人権尊重に対する理解を深めるための啓発として、人権作文（みつめる）等の取組を行う。

③ 児童会活動の充実

児童一人一人がいじめをなくすための取組を考え、それを実践させていくことで、自主的自発的な態度や行動を育成し、規範意識を高め、コミュニケーション力の育成につなげる。

④ 小中一貫・連携教育の取組

中一ギャップという小学校と中学校との境界での諸問題が存在している。小さく段階を踏んだ指導を実践し、情報交換だけでなく、共通理解や実践を行うことで小中学校間の連携を図り、いじめ防止の取組に生かす。

⑤ 体験活動の充実

体験活動を様々な場面で計画的に行い、自立心の育成やコミュニケーション力の向上につなげる。また、自発的な活動を計画することで責任をもってやり遂げる充実感・成就感を味わわせる。

⑥ 校内研修の取組

いじめ防止に関する研修（未然防止策・対処策等）を取り入れ、いじめ防止策としても情報交換だけにとどめない場とする。

⑦ 生徒指導充実月間の取組

新学期と2学期のはじめには、各担任が教育相談や電話連絡、家庭訪問を実施する。児童の不安感や保護者の悩み等課題の軽減を図る。

⑧ 「命を大切にする心」を育む指導プログラムの活用

プログラムに基づき実践を進め、命を大切にする心を育てる。

⑨ 日々の授業において「めあて」と「まとめ」を明確にした「分かる授業」を開設し、児童一人一人の自己有用感を高める。

⑩ 学校全体で暴力や暴言を排除する環境づくりに努める。

（3）いじめの早期発見のための取組

① 教職員は、いじめの早期発見のために日頃より些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わり、いじめを積極的に認知する。担任だけでなく校長を先頭に、昼休みなど積極的な校内巡視を行い、児童の様子を把握し未然防止にあたる。

アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員等に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員等は理解し、これを踏まえ、学校は、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速かつ丁寧に対応することを徹底していく。

- ② いじめ調査等を実施し、いじめを早期に発見するために在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。
- (ア) 各学期の「心のアンケート」の実施や、定期的な「子どものサインチェックシート」の活用で実態の把握を行う。
- (イ) 上記の取組と連動して学級担任による教育相談を行い、児童との会話を通して思いを共有する。
- ③ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策として
- (ア) 学校への携帯電話・スマートフォンの持ち込みを禁止する。
- (イ) 児童が情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を身に付けるため、情報モラルに関する学習に取り組む。具体的には、他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し、情報社会での行動に責任をもつことや、危険回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどの情報機器の使用による健康とのかかわりを理解することなどである。
- (ウ) 保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。
- ④ いじめ相談体制の確立を図り、児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるようスクールカウンセラーの活用やいじめ相談窓口の設置を行い相談体制の整備を行う。
- ⑤ いじめに関する情報の窓口を一元化するため、いじめ防止委員会に情報の集約等に係る業務を担う情報集約担当者を置き、いじめ防止担当職員をこれに充てる。各教職員は、学校いじめ防止基本方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録していく。

(4) 学校におけるいじめへの対処

① いじめについての事実確認

- ・いじめを認知した職員は、いじめを止めるとともに、そのいじめに関わった児童や関係者に適切な指導を行う。それに伴い、学級担任や生徒指導担当（いじめ対応チーム）に連絡し、管理職へ報告する。
- ・いじめられていると相談にきた児童や情報を伝えた児童からの話を聞く際には、他の児童の目に触れないように、時間や場所など配慮をする（いじめられている児童といじめている児童を別の場所で行うことが必要である）。
- ・いじめを受けた（受けている）児童及びいじめの情報を伝えた児童を徹底して守るために、授業中、休み時間、放課後だけでなく、登下校中にも教職員の目の届く体制を整備する。

- ・いじめの事実確認においては、いじめの行為を行った経緯や心情などを聞き取り、周囲の児童や保護者などからも情報を得ながら、正確にまとめる。また、保護者対応は、複数の職員で対応し、丁寧に事実を伝え、管理職の指示で職員間の情報共有と連携を図る。

② いじめを受けた児童への対応

- ・いじめを受けた児童に対しては、事実確認を行うとともにつらい気持ちを受け入れ、共感することで心を開かせ安定を図る。（秘密を守ること、最後まで守り抜くことを伝える）
- ・自尊感情を高めさせるように、希望が持てる言葉かけや自信がもてる言葉かけなど配慮する。
- ・いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるようにする必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

③ いじめた児童への対応

- ・いじめた児童に対しては、いじめた気持ちや状況を聞き、行為について反省をさせる。また、児童の背景にも目を向けた指導を行う。
- ・毅然とした態度で強い指導を行い、心理的な孤立感・疎外感を与えないようになるなど一定の教育的な配慮を講じ、いじめが決して許されない行為であることについて理解させ、いじめられた側の気持ちについても考えさせる。

④ 周囲の児童への対応

- ・いじめの当事者だけの問題にとどめず、学校（学年、学級等）全体の問題として捉え、傍観者から仲裁者への心の転換を促す。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることになるということを理解させ、いじめを訴えることが、正義感にあふれた勇気ある行動であることを指導する。
- ・マスコミ報道や体験、経験事例などの資料を活用し、いじめについて話し合い、自分の問題として認識させる。

⑤ いじめを受けた児童の保護者への対応

- ・保護者に対しては、事実が明らかになった時点で速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・学校として、徹底して児童を守り支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ・対応の経緯をこまめに伝えるとともに、保護者からの児童の様子等について情報提供を受ける。
- ・つらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止め、家庭と連携をとりながら、よりよい解決を図る。（相談体制を継続的に行う）

⑥ いじめた児童の保護者への対応

- ・保護者に対しては、事情聴取後家庭訪問を行い、事実を経緯とともに伝え、その場で児童に事実の確認をするとともに、相手の児童の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ・いじめを受けた児童及び保護者のつらさや悲しみを伝え、解決に向けたよりよい方法を示し、理解を求める。

- ・毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ家庭での指導や取組を依頼する。また、関わり方などを一緒に考え具体的な助言を行う。
- ・指導の経緯と児童の変容の様子を伝え、指導に対する理解を求める。
- ・学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。

⑦ 保護者全体への対応

- ・保護者には、情報を正しく伝え、憶測による噂がないようにし、学校と保護者の協力関係を維持する。
- ・事実に基づく学校の対応や今後の予定等、保護者向けに文書を発行する。また、保護者が児童に適切に接することができるよう、接し方やカウンセリング、外部の医療機関や相談先の情報など知らせる。
- ・保護者会（全校・学年・学級等）を早めに開く。ただし、事実の説明においては、被害を負った児童の保護者の意向を確認しておく。
- ・P T Aと日頃から信頼関係をつくり、保護者代表という立場から言うべきことははっきり言ってもらい、協力してもらうところは協力してもらう。
- ・スクールカウンセラーなどの協力依頼を行い、保護者会における心のケアについての講話を依頼する。また、保護者の不安に対応できるよう、保護者会終了後には職員やスクールカウンセラーなどは出口で待機する。

⑧ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件（ア）及び（イ）が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

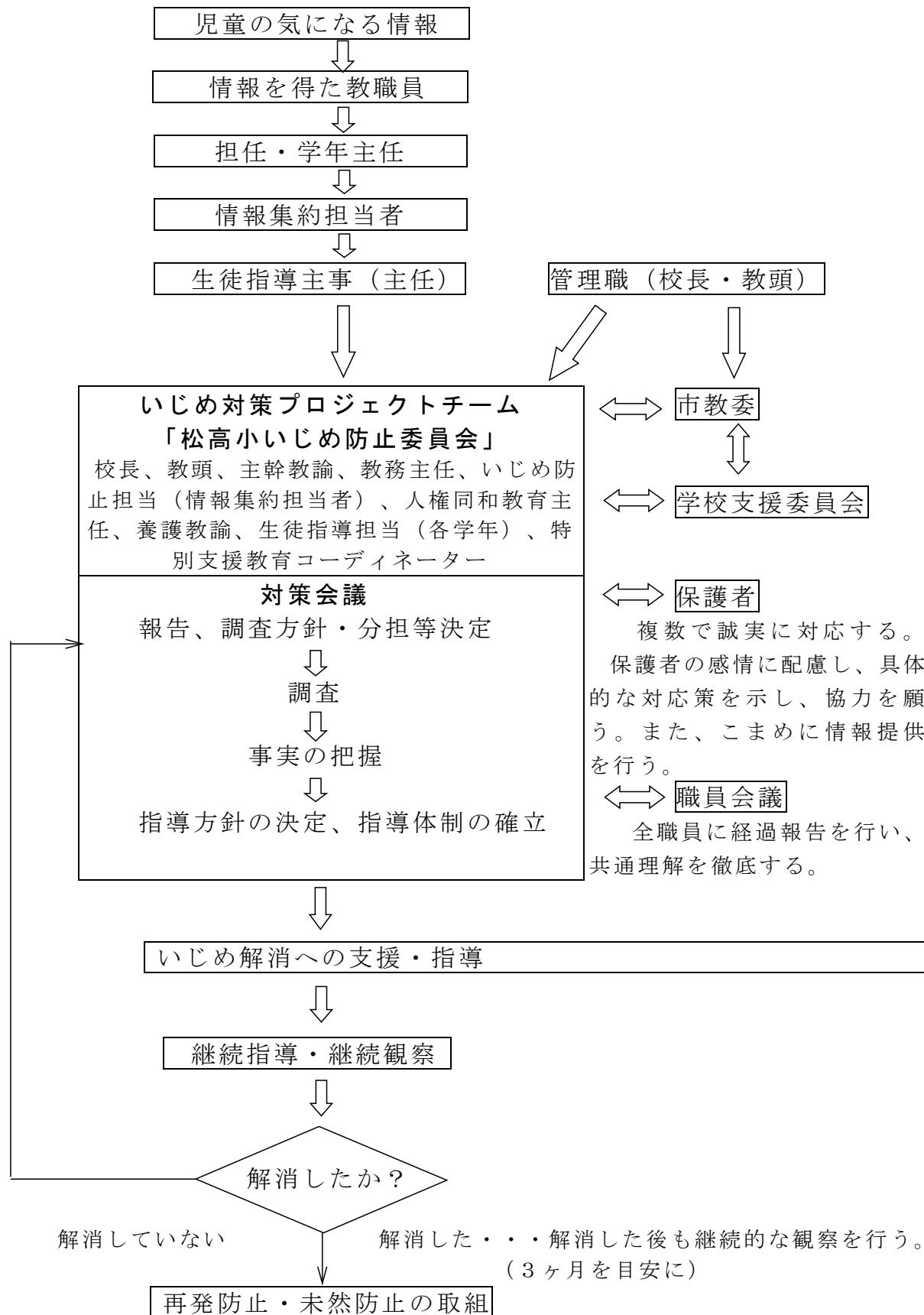
（ア）いじめに係る行為が止んでいること

- 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とするが、形式的な対処とならないように留意する。
- いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、市教育委員会又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、時間が経過した段階で判断を行う。
- 行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

（イ）被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(5) いじめ問題への対処の流れ



(6) いじめの防止等への取組の評価

- ① 学校は、いじめの防止等に向けた取組について、研修や会議を随時行いその都度改善に努める。
- ② 学校は、いじめの防止等に向けた取組について学校評価を用いて検証し、その結果を教育委員会及び保護者・地域に公表する。

4 重大事態への対処

(1) 定義と連絡体制

【重大事態とは】

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき：児童が自殺を企図した場合等。
- ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき：不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連續して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。※ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき：重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

【重大事態発生時の連絡体制】

- ① 発見者⇒担任⇒学年主任⇒生徒指導担当（主任）⇒教頭⇒校長
- ② 校長⇒八代市教育委員会 学校教育課
 - ※緊急時には、臨機応変に対応する。
 - ※教育委員会への一報後、改めて文書で報告する。
 - ※必要に応じて警察等関係機関にためらわずに通報する。

【調査主体が学校の場合】

学校が組織する調査組織は、法第22条の規定に基づき学校に必ず置くこととされている「学校いじめ対策組織」を母体とし、以下に掲げる点に留意して内容の公平性・客観性・合理性を確保するようとする。

- A 事案の大まかな事実関係の把握等のため、この調査組織による調査を行う前に、必要に応じて学校は関係者から早期に聴き取り等を行うなど、基本調査（初期調査）を実施する。
- B 調査のための組織に必要に応じて専門家等を加える。その際、委員の過半数を第三者である外部の専門家等とすることや委員長を外部の専門家等が務めることなど、公平性・中立性の確保に留意した組織構成とする。
- C いじめを受けた疑いのある児童生徒本人からの聴き取りが可能な場合、当該本人から十分な聴き取りを行う。
- D 在籍児童生徒や教職員等からアンケートやヒアリングを行う等の適切な調査方法を採用する。
- E 特定の情報や資料に偏った収集ではなく、客観的・総合的な分析評価を行う。
- F 保護者や児童生徒本人等の関係者に対し、調査の進捗状況等及び調査結果の説明を行う。
- G 調査を迅速かつ適切に進めるため、教育委員会から派遣された指導主事等の指導・支援を受け、事務局機能の充実を図る。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があつたか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にしていく。この際、因果関係の特定を急ぐことに重点を置くのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と市教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを念頭においておく。

(ア) いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、当該児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先する（例えば、質問票によって個別の事案が明らかになり、いじめられた児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮するなど）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、その行為を直ちに停止させる。

いじめられた児童生徒に対しては、その事情や心情を聴取し、当該児童生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、学校生活復帰への支援や学習支援等を行う。

(イ) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡等、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、当該保護者と今後の調査について協議の上、速やかに調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。

なお、児童生徒が自殺に至った場合の調査は、同じ事態を防止する観点から、その死に至るまでの経過を含めた幅広い調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持し、かつ遺族の気持ちに十分配慮していく。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査は、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その方法等については、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

(3) その他留意事項

重大事態については、市教育委員会の積極的な支援が必要となる。その事態に関わりをもつ児童生徒が傷つき、学校全体の児童生徒や保護者、地域にも不安や動搖が広がり、時として事実に基づかない風評等が流される

こともある。こうした状況では、市教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意していく。

また、遺族の心情に配慮するため、第3者による連絡調整や各種支援が円滑に行われるよう必要な措置を講じていく。

5 基本方針の見直し及び公表

- (1) ホームページで学校いじめ防止基本方針を公表する。
- (2) 年度ごとにいじめに関する統計や分析を行い、これに基づいて対応する。
- (3) 年度ごとにいじめ問題への取組を保護者、児童、職員で評価する。
- (4) いじめに関する点検・評価に基づき、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。

【改定履歴】

| | |
|---------|----|
| 平成26年3月 | 策定 |
| 平成28年7月 | 改訂 |
| 令和3年1月 | 改訂 |
| 令和3年11月 | 改訂 |
| 令和7年4月 | 改訂 |

その他 関係法令

(1) 教育基本法

① 教育機会均等

第4条 全ての国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならず、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

② 学校教育

第6条2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んじるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行わなければならない。

③ 家庭教育

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

(2) 学校教育法

① 第4章 小学校

第35条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一または二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛または財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害または心身の苦痛を与える行為
- 三 施設または設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

(3) いじめ防止対策推進法

① 第1章 総則（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

学校用

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※ 設置者から地方公共団体の長等に報告）
 - ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
 - イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体となる場合

● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力